

県発注営繕工事における週休2日の実施について



福井県土木部

公共建築課

【目的】

建設業の担い手確保

担い手確保の観点から、若手にとって魅力的な建設業とするために、働きやすい職場環境づくりを推進する

【制度の概要】

令和2年4月1日公告から適用

○週休2日工事（原則全ての工事を対象※）

発注者指定型で週休2日（毎週2日以上現場閉所）を受注条件として指定し発注

⇒割増単価で発注

○完全週休2日工事

発注者指定型で土日の現場閉所を受注条件として指定し発注

⇒割増単価で発注

※対象外：緊急性の高い工事、現場条件（完成期限や関連工事等）に支障がある工事

達成の場合：成績評定で加点

未達成の場合：割増分の減額のみでペナルティはなし

【留意点】

○工程管理がより重要に⇒関係受発注者間での進捗に関する連携を強化

- ・同一現場内の関連工事で全体実施工程表を作成・確認し、各現場代理人、監理（主任）技術者が承認・押印したものを各現場事務所に掲示
- ・工事進捗状況報告書にて現場閉所を行った日を報告

Q：営繕工事における現場閉所の考え方は？

A：営繕工事においては、別契約の受注者（建築、電気、機械等）が同一敷地内での作業を行うことが想定されますが、現場閉所はそれぞれの契約単位で判断します。なお、別契約の受注者の作業に伴い、巡回パトロール等の現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所の扱いとみなされる作業」に該当します。

Q：既存の施設の改修等で、作業日に制約がある場合の考え方は？

A：施設の運営における制約により、特定の作業をする日を監督職員が指定する場合は「対象外の期間」として取り扱います。具体的には、停電作業を施設の休日に合わせて行う必要がある場合などが該当します。